第３回　持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会

企業評価ワーキンググループ

２０２６年１０月２６日

【山影建設業政策調整官】　それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第３回持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会　企業評価ワーキンググループ」を開始いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めます、建設業課の山影と申します。よろしくお願いいたします。

本日のワーキングですが、委員総数の２分の１以上の御出席をいただいておりますので、規約の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

報道関係の皆様、冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、不動産・建設経済局建設業課長の伊勢から一言挨拶をさせていただきます。

【伊勢建設業課長】　建設業課の伊勢でございます。本日は御多忙な中、御参集いただきまして、ありがとうございます。前回が１０月２１日ということで、わずか５日前、２週間で２度というかなり密度の高い形で会議を開催させていただきますが、委員の先生方、今日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、団体の方々におかれましても、御多忙な中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

前回のワーキンググループにおきましては、主に企業評価に係る業界団体を通じたアンケート結果について、事務局から御説明した上で御議論いただきましたが、今回はその後編という形で、個別ヒアリングに係る結果を御説明するとともに、日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、全国建設労働組合総連合の皆様方から個別に御意見を伺い、そのいただいた御意見を踏まえて、その後、御審議いただく流れを考えております。

この企業評価は、評価を受けていただく側、あるいは使っていただく側にしっかり対応した形で枠組みをつくっていくことが重要だと思いますので、個別のアンケートの結果やヒアリングの内容を踏まえて、また本日も忌憚なく闊達に御議論いただきたいと思っております。長丁場になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【山影建設業政策調整官】　本日、お手元に配付しました資料の一覧は「配付資料」というリストに記載しておりますが、不足はございませんか。もし不足がございましたら、お申しつけいただければと思います。

本日の検討会ですが、杉田委員、福地委員が御欠席となっておりますので、御報告申し上げます。

これより議事に入ります。報道関係の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りを御遠慮願います。

以降の進行を蟹澤座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【蟹澤座長】　御紹介いただきました蟹澤です。本日、改めましてよろしくお願いいたします。ヒアリングで、日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、全国建設労働組合総連合に来ていただいておりますが、私は直接お話をお伺いしたいと思って、オンラインでの出席予定を急遽対面にして、大学の授業の調整をつけてまいりましたので、よろしくお願いいたします。非常に楽しみにしております。

本日は、議事（１）①、②、議事（２）の３つに分けて議論を行っていきます。まずは議事（１）①について、事務局より御説明をお願いします。

【山影建設業政策調整官】　まず資料１の裏面をお願いします。本日は、私ども事務局のほうで建設企業、官民の発注者、労働市場・教育関係者にヒアリングをしてまいりましたので、まずはその結果を御報告します。後半は、今日御出席の業界団体の皆様から直接お話、御意見、御要望をお伺いしたいと思います。

まず個別ヒアリングの結果について、資料２、３、４、５を使って御報告します。前回はアンケートの全体的な概要を御報告しましたが、資料が多くございますので、いずれも貴重な御意見ですが、ポイントとなる部分を中心に御説明します。

まずは資料２をお願いします。こちらは建設企業の皆様に個別にヒアリングしてまいった結果です。２ページ目以降に説明を載せていますが、前回のアンケートでお聞きした項目とほぼ同じ項目につきまして、つまびらかにお聞きしてきました。ポイントをかいつまんで御説明します。

５ページ目は、経審審査項目、ウェイトについての設問ですが、元請・大手のＡ社から、２方向の違う御意見をいただいています。特にWについて、ウェイトをもう少し増やすことが必要ではないか、あるいは、Wの項目を特出しすることも考えられるのではないかとの御

意見がある一方、いろいろと悩み深いところで、政策誘導という部分ですが、この取組は各社の企業活動の部分でもありますので、それ自体をコントロールしていくことがどうなのか、中でもWのウェイトを上げることには慎重になる必要があるとの両方向の御意見をいただきました。

Ｂ社から、これについては発注者が考えて判断すべき事項であるとのお考えを頂戴しました。

１２ページ目までお進みください。同じく経審のWの位置づけについての設問ですが、元請・大手のＢ社からは、配点について、より強弱をつけることも一つの考え方ではないか、すなわち、導入当初は高い配点としつつ、取組の普及後は配点を縮小するといった柔軟な制度設計も考えられるのではないかとの御意見を頂戴しました。

専門工事の設備関係で空調衛生のＫ社からは、Wは別制度として切り離すより、経審の枠組みの中で評価するほうが理解しやすく、利用しやすいとの御意見を頂戴しました。

１６ページ目にお進みください。昨今の改正事項に対する認知度や受け止めについて聞いた設問ですが、同じく空調衛生のＫ社から、加点されたことを契機として、例えばＣＰＤやキャリアアップシステムのカードリーダーの設置を進めたということで、実際にそういった具体的な行動を促す効果があるとのお話も聞いてまいりました。

２４ページ目までお進みください。専門工事企業の見える化評価制度についての設問です。認知度や活用状況について、元請・大手のＡ社からは、認知度は低く、活用されていない。

Ｂ社は、ＣＣＵＳの推進に関与していたことから制度自体は認知しているけれども、制度が活用されているという認識はない。

元請・中小のＣ社は、ヒアリングで初めて制度を知ったとの御指摘がございました。

専門工事企業Ｅ社、鉄筋の企業ですが、公的な制度ではなく、専門工事ごとに運用されているので、元請からは団体独自の取組として受け止められている傾向がある気がするとのコメントも頂戴しました。

鉄筋の別の個社であるＦ社ですが、認知度はかなり低いということ。元請ゼネコンが理解できていることは重要である一方で、現状では値段を重要視して選定されており、十分に制度が活用されていない印象があるとの御意見を頂戴しました。

専門工事企業のとびのＧ社から、元請の現場所長や支店の調達担当者でも知る者がほとん

どいないということ。キャリアアップシステム自体は元請企業が現場入場と関連づけて登録を促したため普及した一方で、見える化評価制度については同様の働きかけがなかったとの御意見でした。

空調衛生のK社からは、設備工事は見える化評価制度の認定１２職種に含まれていないということ。そのため、一部職種で実施されている制度だという認識との御意見でした。

２９ページ目をお願いします。見える化のような専門工事を評価する仕組みへのニーズ・関心についての設問です。元請・大手のA社から、対象職種はかなり限定的で、任意の制度なので普及は難しいのではないかとの御意見。星の数だけで選定することはないのではないかとの御意見。

一方で、元請・大手のB社におかれては、こういった仕組みは重要なので、専門工事企業が適正に評価されて受注機会につながる制度とする必要があるのではないかとの御意見を頂戴しました。

元請・ハウスメーカーの御意見ということで、新規開拓のために、積極的に使う場面は想定しにくいとの御意見がございました。

専門工事企業からの御意見です。とびのG社から、受審企業の多くが星４で、差が表れにくいとの御意見でした。

３４ページ目までお進みください。見える化制度の活用に向けてどういった取組措置が有効かをお聞きした設問です。元請・大手のA社から、制度の活用を目的にメリットを検討することは本末転倒ではないかとの御意見のほか、現状、元請より協力会社のほうが立場が強い状況になっていて、特段の仕組みがなくても、自然としっかりした専門工事会社が生き残る環境になっているのではないかという見方の御意見もございました。

同じく元請・大手のB社ですが、見える化評価制度を専門工事企業向けの経審に相当する仕組みとして再構成するべきではないかということ。一方で、元請が見たい情報と、専門工事企業が示したい情報は必ずしも一致しないとの御意見。具体的には、技能者の人数やレベルが引き抜きに利用されるのではないかとの懸念があって少し消極的である一方で、能力に応じた処遇を確保する企業が評価される環境へ移行するためには、そういった情報も一定程度開示していく必要があるのではないかとの御意見。一方で、協力会社の選定において重視する事項は工事で異なるということで、難しい工事では優秀な職長や高い技能を有する者を直接雇用する企業を選定する必要性が高いけれども、単純な工事では価格競争を有する企業

を選定する場合があるということで、一律の基準は難しいのではないかとの御意見。

引き続きＢ社からの御意見ということで、高い評価を受けた技能者を直接雇用する企業はコストが増加する可能性があるので、専門工事企業を下請とする元請企業が評価されるというメリットが必要ではないかとの御意見。例えば直轄工事での加点ということ、公共発注者が先行して活用を促進することが考えられるのではないかということ。民間工事ですと、要件化や加点措置はハードルが想定されますので、これは前回のアンケートでもお話がありましたが、プロジェクト、建築物で認証を付与する仕組みを創設すると、民間発注者も関心を示すのではないかとの御意見がございました。一方で、どのレベルの職人が入ってくるのかという点や、実際に職人を抱えているのは二次以下の会社であるということで、本来は施工体制全体を見ることが望ましく、個社単位の評価ではそういった難しさがあるとの御意見も頂戴しました。

３８ページ目、専門工事企業側からの活用に向けた課題の御意見ということでは、一定の基準を国土交通省で設定して、それを超えた企業は優良として認定する仕組みにしたほうがいいのではないかということ。そうした上で、評価済みのマークや登録番号を付記できるようにするといった工夫があるのではないかということ。タイミングとして、許可の際に併せて評価するやり方もあるのではないかとの御意見がございました。

とびのＧ社からは、キャリアアップシステムと同様に、元請企業が条件として使っていくことがあれば普及するのではないかということ。公共工事で先行して活用していくことは考えられるのではないかとの御意見。

左官のＨ社からは、元請側から働きかけがあれば進んでいくのではないかということに加えて、受注以外のメリットも必要ではないかとの御意見がございました。

空調衛生のＫ社からは、まずは対象業種を増やすこと。現行の「見える化評価制度」という名称だと、経審とは別の任意制度に見えてしまうので、経審の技能者版のような形で、共通の体系に位置づけるほうが理解しやすいのではないかということ。見える化評価は業界団体が評価を行うため、主体と対象企業の関係が近いのではないか。公的な制度上の位置づけが重要ではないかということ。任意のインセンティブだけだと難しいということで、例えば一定規模以上の企業に受審を義務づけるほか、公共工事で活用するとしたほうが普及しやすいのではないかとの御意見がございました。

４２ページ目からは建設業許可に関する御意見です。この辺りは前回の第２回で御報告し

たアンケートと総じて同じような傾向ですが、幾つか御紹介しますと、４９ページ目、専門工事業の鉄筋のＥ社からは、ＣＣＵＳについては必須として位置づけることが望ましいのではないかとの御意見。

同じく鉄筋のＦ社から、許可の要件に、キャリアアップシステム登録を位置づけることもよいのではないかとの御意見もございました。

空調衛生のＫ社からは、規模の問題ですが、共同化や組織化によって資金力、雇用管理、人材育成の基盤を強化する方向へ、許可要件についても考えていく必要があるのではないかとの御意見を頂戴しました。

５６ページ目にお進みください。現状ということで、取引先や協力会社の選定についてお聞きした設問です。Ａ社から、価格を最優先しているわけではないということ。社内でデータベース化されていて、情報収集についての課題感はそこまでないとの御意見。

元請・大手のＢ社からは、経営状況、保有資格などを確認し、一定の審査を実施しているということ。選定に当たっては、総合的に勘案しているということ。安全の情報、特に他社の現場での事故の発生状況については、普通の取引からはなかなか把握することは困難との御意見もございました。

６１ページ目は、専門工事企業に専門工事の二次以下の協力会社をどう選んでいるかをお聞きしたものですが、協力会社の選定については、新規に必要となる場合も、同業者から紹介を受けることが多いという話。会社概要等々、多数の書類を提出させて確認しているとのお話も伺えました。

空調衛生のＫ社からは、協力会社の選定について、現在は工事量が多いので、技能者を工期に合わせて配置できるかが最優先事項となっているというお話もございました。

６５ページ目から評価の対象ということで、民間工事を対象とした評価についての御意見です。元請・大手のＡ社からは、参考にしにくいのではないかということ。

Ｂ社からは、極めて限定的ではないかということ。むしろ、プロジェクトを認証する仕組みのほうが実効性を持つのではないかとの御意見でございました。

６９ページ目にお進みください。こちらは業態を限定しない横断的評価についての御意見ということで、元請・大手のＢ社から、職人いきいき宣言やパートナーシップ構築宣言のように、取組の意義を高める程度の実用性しか生み出さないのではないかということ。

専門工事企業からの御意見ですが、鉄筋のＥ社から、横断的な評価については、経審の考

え方を民間工事や専門工事に広げていく仕組みではないかということ。

鉄筋のＦ社から、基準を満たすか満たしていないかの二択くらいで評価してはどうかとの御意見もございました。

とびのＧ社から、元請と専門工事とでは違うのではないかと言いつつも、共通し得る観点はあるものの、見える化でもそこは扱っているので、まずは既存制度を普及させたほうがいいのではないかと。事務負担が増えるおそれがあるとの御意見がございました。

空調衛生のＫ社からは、別々の制度というよりは、共通の企業評価の中に「技術者版」「技能者版」という形で設けるほうが理解しやすく受け入れられるのではないかとの御意見がございました。

７５ページ目からは、新しい項目についてニーズや関心をお聞きした設問です。ここも前回のアンケートの概要とほぼ同じ傾向ですが、少し御紹介しますと、８１ページ目、専門工事のとびのＧ社から、政策としては、良い会社でありながら二次・三次・四次下請の位置にとどまっている企業を見いだして成長を後押ししていくことが重要ではないかとの御意見。

空調衛生のＫ社からは、可能な限り経審に一元化するほうがいいのではないかということ。ＤＸに関しては、経済産業省のＤＸ認定など、既存の公的認定を使ったほうがいいのではないかということ。中川委員からキャリアアップシステムの使い方についての御意見を聞いたらどうかということで、現場管理の効率化方面での評価についてお聞きしたところ、この会社からは、ＣＣＵＳは本来、能力評価と処遇改善につなげるシステムであるので、そういったほうをしっかり評価して、それを実現してほしいとの御意見がございました。

続いて活用促進ですが、８９ページ目にお進みください。建設企業が評価を受けにくるようにするためにはどういう工夫が必要かについてです。元請・大手のＡ社から、受注や資金調達、補助金、税制優遇でのインセンティブが大事ではないかということ。

Ｂ社からは、一生懸命取り組む専門工事企業を採用することはコストも高くなるので、元請に便益がないといけないということで、公共工事の加点、税制上の措置、補助制度、受注または費用負担の軽減につながる措置が必要ではないかということ。実際に従事した技能者のレベルや人数に応じて評価していくことが考えられないか。それが現場登録、カードリーダーの設置、就業履歴蓄積の促進にもつながるのではないかとの御意見でした。

専門工事企業側からの御意見ということで、とびのＧ社からは、公共工事で一定の評価を有する専門工事企業の活用を要件・加点にすることは考えられないかということ。例えば許

可の更新手数料や税負担が軽減されると良いということや、厚生労働省の助成金におけるメリットということ。価格以外の面で受注者として選ばれ、適正な単価で仕事を得られることが大事であり、真面目に取り組む企業が受注につながる仕組みとしなければいけなということ。

左官のH社からは、仕事受注以外のメリットも必要であるとの御意見がございました。

空調衛生のK社からは、建設業許可を受ける企業は一定の客観評価も受けるという制度上の位置づけにしたほうが分かりやすいのではないかということ。定期的な健康診断として位置づけて、許可と併せて評点を示していくことが考えられないかとの御意見がございました。

以上が建設企業様の個別ヒアリングについての結果の御報告です。

続いて資料３をお手元にお願いします。こちらは同じ設問ですが、公共発注者・許可行政庁という立場で、２つの都道府県にお話を聞いてまいりました。こちらもポイントだけ御紹介します。

５ページ目をお願いします。経審の見直しについての設問ですが、中国地方のＢ県から、一定期間が経過して広く浸透したものは見直して、今日的な課題への対応が必要な項目を盛り込む必要があるのではないかとの御意見。

続いて１０ページ目、見える化評価制度の認知状況等についてお伺いしたところ、関東地方のＡ県、中国地方のＢ県、いずれも認知状況は低いということ。ＣＣＵＳと一体的な制度として周知されていない、説明を受けたことがないとの御意見もございました。

１１ページ目は、専門工事企業を評価する仕組みについての関心やニーズについてお聞きしたものです。関東地方のＡ県からは、基本的に発注者が下請企業の選定に関与することはできない一方で、県内企業を下請企業とする場合には加点する、それは県内企業の振興という観点からやっているとの御意見。

同じく中国地方のＢ県も、基本的に県内で対応できるものについては、下請についても県内企業を活用する考えがあるとの御意見がございました。

１２ページ目です。活用に向けた課題ということで、関東地方のＡ県からは、県内企業を下請企業として活用する場合には加点しているということで、そういったことをするときには対外的な説明が必要だということ。特定の評価を受けた専門工事企業の活用を加点対象とする場合には、理由の整理が必要との御意見。

中国地方のＢ県からは、専門工事の団体だけではなく、元請企業を含む業界全体への周知と理解が必要との御意見でした。

１３ページ目、建設業許可の対象についての御意見です。関東地方のＡ県から、事務が膨大になることへの御懸念。

同じく中国地方のＢ県から、一律に監督することは体制上難しいとの御意見もございました。

１７ページ目をお願いします。企業評価に対するニーズについて、現状ということでございます。まず関東地方のＡ県から、一定金額以上の工事について、三次以上の下請企業を使用する場合には理由書の提出を求めているということ。

中国地方のＢ県からは、下請企業については県内企業を活用することを基本としているとの御意見がございました。

１９ページ目をお願いします。業態を限定しない横断的な評価についての御意見です。関東地方のＡ県から、専門工事企業の育成は行政としても重要な課題であって、何らかの政策的な働きかけは必要ではないかとの御意見。

中国地方のＢ県から、具体的な活用イメージは持ちにくいものの、例えば地域貢献、環境活動、子育て支援等に公的な認証を与えることや、先進的な取組を行う企業を評価する仕組みであれば意味があるのではないかとの御意見がございました。

２０ページ目です。評価の項目についてお聞きしていますが、関東地方のＡ県から、ＤＸについての評価ということで、まず取組を実施したか否かを評価することが適切ではないかということ。その中身まで見ていくことは体制上難しいとの御意見がございました。

２３ページ目までお進みください。活用促進についての御意見です。中国地方のＢ県から、許可の有効期間、手続上の負担を軽減するなど、ゴールド免許のような仕組みがあると、企業は前向きに評価を受ける可能性があるのではないかということ。一方で、自治体の審査事務や業務負担が増えない仕組みとする必要があるとの御意見がございました。

続いて資料４をお願いします。こちらは民間発注者、大手デベロッパー様にお話を聞いてきたもので、少し設問の内容が変わっております。

２ページ目から、元請企業をどのように選んでいるかをお聞きしていて、総合的に判断して選んでいるということ。

社内規程・ルールについては、新規のケースは少ないが、初めて取引する場合は、信用情

報、ＩＳＯ、施工実績、資本金を確認しているとの御回答。

現状で何か課題があるかについて、情報不足が課題になっている状況にはなくて、むしろ逼迫している中で受注可能な企業を確保することが課題になっているとのお話でした。

６ページ目です。現行の経審については、広く認知・利用されていないということ。

今後の活用可能性については、可能性はあるものの、積極的に活用することは想定しにくいとの御意見でした。

７ページ目、民間工事を対象とした評価制度についても、積極的に活用することは考えにくいというお話がある一方で、関心事項としては、今後の事業方針、受注余力、供給力の見通しが参考になるとの回答がございました。

専門工事企業の選定についてということで、９ページ目ですが、選定に関与しているのかどうかについては、指定することは通常ない一方で、体制確保が難しい場合には、実績のあるサブコンの情報を提供する可能性も考えられるとの御意見でした。

専門工事企業の情報については、定例的・網羅的に把握しているものではないとの御回答でした。

問題意識、関心事項としては、支払った費用が技能者まで行き渡っているかどうかについて問題意識があるということ。その関連で、重層下請構造改善が望ましいということ。先般の第三次・担い手３法で導入したコミットメント条項を導入する方向で考えているとの御意見がございました。

１２ページ目、見える化評価制度についてですが、制度については認知していなかったということ。

ニーズ・関心については、元請が活用すべき仕組みではないかという一方で、現状、逼迫している中で実績のない企業を確認する場合の参考になると。その場合には施工余力や増員方針に関心があるとの御意見。

１３ページ目、専門工事企業を評価する仕組みについては、関心事項として、賃金の行き渡り、人材育成、重層下請構造改善に関心があるとの御回答でした。

１５ページ目をお願いします。横断的な評価についての質問ですが、活用するイメージが湧きにくいとの回答。共通項目を評価する場合には、各階層の現状を把握する補助になり得るとの御回答。

１６ページ目は繰り返しになりますが、関心事項としては、賃金の行き渡り、人材育成、

重層下請構造改善に関心があるとのこと。発注者という立場からは、生産性向上などの工夫を講じた企業が評価されることが重要だとの御回答がございました。

１７ページ目は、評価制度の活用促進についての御意見です。点数の差だけで決定することは想定しにくいということ。なるべく短時間で理解できる分かりやすい表示が望ましいということ。

プロジェクト単位での評価や開示については、透明性が高くなることについては一定の意義がある一方で、負担増は避けてほしいということ。

評価結果については、発注要件等に位置づけるものではなく、必要に応じて参照できる、判断を補完するものとして考えているとの御意見がございました。

資料５です。１ページ目の「対象」を御覧ください。労働市場関係の有識者２名と、教育関係者ということで、工業高校でそれぞれ建築・土木を専門とされている先生にお話を聞いてまいった結果です。

３ページ目をお願いします。まず現状の就職先の選定・推奨のポイントということで、有識者Ａさんから、学生の希望は多様なので、他産業と比較できることが重要だとの御意見。

有識者Ｂさんからは、経済的、生活面、キャリア、関係、この４つの安定性・安全性が重視されているということ。そういう意味で建設業はキャリア安全性に余地があるということ。大学生については、教育関係者の影響力は弱まりつつある一方で、保護者が重要になっているということ。一方で高校生については、教育関係者の影響力は大きいということ。加えて、民間のプラットフォームの影響が非常に大きく、そういう意味でラベリングが重要だと。くるみんのようなラベリングが有効だとの御意見でございます。

６ページ目です。こちらは工業高校の先生に聞いたお話ですが、キャリアパスを重視しているのは半数程度だとの御意見。求人票を非常に重視していて、退職者数をよくチェックしているとの御意見がございました。

８ページ目も工業高校の先生からの御意見ですが、学んだものを生かせる仕事への希望が強いということ。求人票の中で、知名度、給与、休日、勤務地・勤務時間・残業時間を重視しているとの御意見。キャリアパスよりも、自分に合ったとか、無理なく働けるかが非常に重要だということ。保護者の理解は重要で、今は求人票も保護者がＩＤで閲覧できるようになっているということ。求人票をしっかりと書いているところは安心感があるということ。離職状況の欄があって、生徒にはそこをきちんと確認するように指導しているとのお話もご

ざいました。

１０ページ目をお願いします。建設業における取組状況についての御意見ということで、有識者Ａさんからは、他産業と比較できる形で示すことが大事だとの御意見。

有識者Ｂさんからは、魅力ややりがいだけだとなかなか難しいところがあるということ。現状は二極化が進んでいて、働き方や仕事の進め方を変える取組と一体としてやるところがうまくいっているとの御意見がございました。

建築の先生からは、アットホームな職場というと抽象的で、イメージしにくいとの御意見。

土木の先生からは、建設業協会からの支援が非常に大きくて、他学科から見ても充実していると受け止められているとの御意見もございました。

１４ページ目をお願いします。効果的な入職促進策についてということで、有識者Ａさんから、他産業と比較できるように共通項目を定める、既存のサイトと接続していく、独自の評価も理解できる説明をつけることが大事だということ。

有識者Ｂさんから、他地域・他社でも通用するキャリア安全性を明確に打ち出すことが重要ではないかということ。そういう意味で、看護師の世界はそういったところに取り組んでいるので参考になるとの御意見もございました。

土木の先生方からは、求人票をしっかり書いてほしいということ。欠員補充のために突然採用希望する企業には不安があるので、継続的な採用・育成をしてもらうことが大事だとの御意見がございました。

１９ページ目にお進みください。現行の仕組みについても関係者から御意見を頂戴してまいりました。経審について、有識者Ａさんからは、他産業と比較できる共通項目を定めることや、既存のサイトと接続すること、独自の評価でも理解できる説明をつけることが重要だとの御意見。

有識者Ｂさんからは、ストック評価が中心であるけれども、求職者からするとフローの変化が重要だとの御意見。

建築の工業高校の先生からは、財務健全性は高校生の関心が向きにくいとの御意見がございました。

２２ページ目から、見える化評価制度についても御意見を頂戴しました。有識者Ａさんから、専門工事の団体と仕事をして認識したということ。

教育関係の２人の先生からは、知らなかった、認知度は低いとの御意見がございました。

２３ページ目、有識者Ａさんの御意見ですが、星が何を示すのかを理解できることが前提ではないかとの御意見。

工業高校の建築の先生から、星は求人情報や企業紹介で示すとよいのではないかということ。

土木の先生からは、現状、工業高校も専門工事企業よりは元請を進路先として考えている生徒が多くなっているという状況についての御説明もございました。

２５ページ目です。見える化制度の活用に向けた課題ということで、有識者Ａさんから、求人情報や既存の情報サイトにリンクすることが大事だということ。

有識者Ｂさんから、ＣＣＵＳは他産業にはない強みである一方で、学校教育との接続が弱いということ。学校教育の段階でも取得できるようなグレードを設けると、労働市場全体に開かれた共通言語になるのではないかとの御意見もございました。

工業高校の先生からは、星のやり方は分かりやすい、プレートを会社などに掲示することも考えられるのではないかとの御意見がある一方で、もう一人の先生からは、業界内の仕組みであって、高校生が利用するイメージは持ちにくいとの御意見も頂戴しました。

２８ページ目をお願いします。ここでは横断的な評価の仕組みについての関心・ニーズをお聞きしました。有識者Ａさんから、求職者側は、元請・専門工事といった業態の違いにかかわらず企業を比較しているとの御意見。

有識者Ｂさんからは、元請か専門工事かを理解した上で就職先を選ぶわけではないとの御意見。分かりやすくという意味では、くるみんのようなタグづけも有効ではないかとの御意見がございました。

３１ページ目をお願いします。ニーズや関心のある項目についての御意見を伺ってまいりました。有識者Ａさんから、人材育成は制度の有無だけではなく、定着しているかを定量的に示すことも有効ではないかとの御意見。勤務間インターバルは、他産業も含めて今後進む領域なので、建設業が早期に取り組むことが有効ではないかとの御意見。

有識者Ｂさんからは、ビフォー・アフターや現場の具体的なシーンを示すことも重要ではないかとの御意見がございました。

３６ページ目までお進みください。評価制度の活用促進についての御意見ですが、有識者Ａさんから、制度の充実とともに、他産業と比較できる指標で届けることをセットでやるべ

きとの御意見。

有識者Ｂさんからは、既存の求人サイトやプラットフォームでタグとして表示できるようにすることが有効。そういう意味で、建設業版のくるみんのような仕組みが考えられないかということ。いずれにしても、求職者の目に触れられないと効果は限定的との御意見でした。

４０ページ目、その他全般に関する御意見ということで、有識者Ａさんから、建設企業の努力を他産業と共通する言語や指標で表現し、業界外に届く制度にすることが大事ということ。

有識者Ｂさんからは、重層下請構造の改善は元請企業側の問題でもあるので、元請企業側の取組を評価することも必要ではないかとの御意見。

先生方からの全般の御意見ということで、ハローワークとの連携の強化が重要ということ。求人票は非常に重要なので、そこの訴求効果を高めることが重要との御意見がございました。

駆け足でしたが、個別にお話を聞いてまいった結果について、特に象徴的だったところを御紹介しました。

【蟹澤座長】　ありがとうございました。ただいま事務局からたくさん説明がありましたが、何か御質問や御意見がありましたら、委員の皆様からいただきたいと思います。

【鈴木委員】　大分情報量が多かったので、全て正確に消化し切れているかどうか分かりませんが、２点ほどコメントさせていただきます。

一つは見える化評価制度についてです。特に資料２を拝見すると、見える化評価制度の認知度不足が明らかになったヒアリングの結果だったと思います。評価制度の目的としては、発注者側や学生、あるいはエンドユーザー等々の行動変化を促すことが重要だと思います。それは少数の人の行動変化ではなく、世の中の多くの法人・個人の変化を促すことが大事ですが、認知度が高くなければ、そういった行動変化は起きにくいと思います。

その意味で、このヒアリングの中でも、より認知度を高めて実効性を高めることが有意義であるとの意見が多かったと思います。例えば経審の中の一部に位置づけるとか、より効率性を高めてメジャーなものと合わせていくことは私も有意義だと思いますが、一つ、インセンティブを導入すべきではないかと。例えば税なり助成、これは取得側に対してのインセンティブを与えるべきだという御意見だったと私は理解しました。具体的にいうと、専門企業

側に対してインセンティブを与えるべきだということかもしれませんが、それはそれで認知度を高める一つの方策だとは思います。一方で、それをやり出すと、評価制度を利用すること自体が目的化して、専門企業側はそれを取得することが目的となるので、本来の元請企業や学生に対する訴求につながっていくかということはよく検証する必要があるのではないかと。つまり、インセンティブの多寡と本来の目的のバランスをうまく取って、初期的には認知度を上げるためのインセンティブはある程度必要かもしれませんが、それが過度になることで、ステークホルダーに対する訴求力を高める、行動変容を促すという本来の目的から逸脱することのないように、ウィンウィンになるようなインセンティブ設計、期間や大きさというものが必要ではないかと思いました。これが見える化評価制度に対するコメントです。

もう一つは人材確保についてということで、これは専ら資料５に関するものですが、有識者の方、とりわけ現場の先生の声はとても重要で、私は尊重すべきものだと思います。こちらについても、有識者の方、現場の先生方から、見える化評価制度については知名度があまり高くないといった声を拾っていただいていると思います。

なぜかということを今日の資料だけで考えてみたときに、資料５の４ページ目に非常によくまとめていただいたコメントがあるかと思います。「学生本人が就職先を選ぶ際には」のところですが、経済的安定性、生活面の安定性、キャリア安全性、関係の安全性の４つを重視すると。そのとおりだろうと思いました。それと見える化評価制度の評価項目、今日も参考資料をつけていただいていますが、それと照らし合わせてみたときに、こういったものをもちろん拾っている部分もあると思いますが、ストレートに学生が分かりやすいように拾い切れているのかは疑問に思ったところもありますし、見える化評価制度の訴求先として、元請、学生、エンドユーザーともろもろありますが、これを一くくりにしてやることで、欲しい情報がストレートに届かなくなってしまっているのではないかと。かといって、手間と効果の関係で、それを細分化してやることがいいという提言をするつもりもありませんが、訴求先を多くすることによって、必要な情報が必要な方にストレートに届きにくくなっているところはあるのではないかと感じました。

特に人材確保については、求人票という非常になじみの強い、特に学校の先生にとってはなじみのある既存のデータなり情報がある中で、プラスアルファの情報としてのメリットをどれぐらい出せるのかがポイントだと思いますし、どこかに書いてありましたが、既存の求人プラットフォームに溶け込ませることも必要だろうと。それは学生全てが建設業を職とし

て選ぶことを前提としているのであれば、見える化評価制度だけでも十分な情報かもしれませんが、ほかの業種と比較した上で建設業をどう魅力ある職場としてアピールしていくかを考えたときに、既存のプラットフォームの中で他業種と比較してどれだけアピールになるか、学生に見える化していく必要があると思いましたので、そういったところも検討していく必要があると感じました。

【山影建設業政策調整官】　１点目はまさに受ける専門工事企業側のインセンティブ・メリットと、評価を受けた専門工事企業を使う人へのインセンティブ・メリットということで、両方の意見があったと思います。その辺りはおっしゃるとおり、評価によって行動を変えていくことが一つのポイントでもあると思いますので、今御指摘いただいたところは非常に重要だと思います。今後の検討でもしっかり踏まえていきたいと思います。

２点目、これはまさに初回のワーキングで、労働市場の方々がどう情報を取っているのか、大事だ、深堀りすべきということを踏まえて今回このようにヒアリングしてまいると、我々が想定していたところではないところが重要だと。例えば求人票や民間プラットフォームが重要だといった御意見がかなりありました。おっしゃるとおり、多方面に使える評価制度にしてしまうと、フォーカスがぼけてしまうと思います。もちろんニーズに合った仕組みにすることは大事ですが、その辺りも今後しっかり検討してまいりたいと思います。

【中川委員】　私も、コメントが非常に多岐にわたっているなと思いました。現状、私の中では、こういったいろいろな制度は３層に分かれている、レイヤーが３つあると思っていまして、１つ目は、こういった市場に参加する免許みたいな、許可といったことでの建設業許可が第１弾目にあり、２つ目、２層としてはまさに経審といったところで、継続的に工事をしていく、それは短期であり、将来に向かってということがあると思いますが、こういった層。３つ目は、今度は個別のプロジェクトで、入札といった形でしていく。この３つが大きいところと考えています。このそれぞれのいろいろな方面からの御意見をどこの段階で取り入れていくのか、もしかしたらこの３層以外にもあるのかもしれませんが、そこに入れていくと非常にぼやけてしまったり、本来あるべきものではないものに焦点が当たってしまったりするところがありますので、基本的なところの整理はしっかりしておく必要があると感じました。

もう一つはＣＣＵＳのところで、聞いていただいてありがとうございます。空調のＫ社のコメントで、本来は職業履歴を蓄積して技能者の能力評価と処遇改善につなげるためのシス

テムであるということはそうだろうと思いながら、横断的に、評価が統一的にできる仕組みは、ほかの業界等ではないと思っています。そうであれば、もう少しＣＣＵＳの仕組み、データ化など、そういったところに取り組んで、別のところにつなげていくことも可能ではないかと考えておりますので、その辺りの御意見もお聞きできればと考えております。

【山影建設業政策調整官】　まず１つ目は、まさに評価と一口に言っても、シチュエーションはそれぞれ違うものがあると思っていまして、どういう段階で何を見るのが一番効果的かということで、そこは整理していく必要があると思っています。

ＣＣＵＳでお聞きしたところは、本来の目的を評価してほしいという御回答ではありましたが、いずれにせよ、ＣＣＵＳが非常に重要なインフラの基盤になっていますので、そこの重要性はこの評価制度の中でもしっかり位置づけてまいりたいと思います。

【蟹澤座長】　ありがとうございました。ほぼ予定した時間で、これからヒアリングをさせていただくのですが、ぜひ私座長から少しお話をさせていただくとすると、この評価について、なぜ今議論しているのかというと、幾つかあるのですが、一つは、従来、この評価に矛盾があったと。例えば担い手、入職者にすごくいい条件をつけて、社会保険もきちんと入るし、給料もきちんとあげるし、訓練校で将来も見えるようにしてあげるという専門工事会社があって、これは元請からすると、あそこはコストが高いから選ばないと。そういうことが今までさんざん言われてきました。その評価に矛盾がある。ゼネコンもそうです。品質から何から一生懸命やっていると、高いといって発注者に選ばれないことがあったわけです。そこをきちんと見えるようにするのが新しい評価なのかなと思います。

もう一つは、その意味でも誰に見せるかということがあると思います。経審は公の発注者が判断するための材料ですが、建築でいうと大部分が民間工事になるわけで、何が見たいのか、例えば担い手について見せるのでも、結局、今の御意見を聞いても、処遇や休み、知名度ということで、やりがいとか、そういうものはどのように見せているのかと。今の獲得競争の中では、高校生も含めて、かなり企業の知名度や処遇などに引っ張られてしまっていますが、建設の仕事というのは、本来、それだけで選べるものなのか。同じ企業であっても、大手になればなるほど、一現場当たりが一企業みたいな規模でもありますし、それぞれに作っているものも違います。それを評価するのは発注者であり、住宅であれば買う人ですが、そういう人たちが何を見たいのかという評価のところ、そこは時代的にも、安ければ安いほどいいではなく、品質が安心できるかどうか。先ほどフェアトレードということもありまし

たが、エンドユーザー側もそういうものを意識する時代になっています。

この新しい時代に、今までのような割と過当競争気味の中で何を見せるかという話と、これから人が足りなくなり、会社も場合によっては入札不調などいろいろありますが、建設業の側も今までとは違う状況になっている中でしっかりと評価して、安心・安全の建物を建てていただいて、かつ、しっかりとした会社がより市場の中で評価され生き残っていく、成長していくことができるような、そのための前向きな評価ということで、事前に御意見はいただいていますが、ぜひそんな観点でお話しいただくと、立場による違いなども埋められるのではないかと思いながら聞いていました。ここから意見を伺う時間にしたいと思いますが、ぜひともよろしくお願いいたします。

事務局におかれましては、これは膨大な資料ですが、せっかくこれだけ貴重な御意見が集まっているので、分かりやすく、どの観点でまとめるかが大事だと思います。その辺の整理について、ぜひよろしくお願いいたします。

予定の時間でもありますので、議事（１）②業界団体からのヒアリングについて、本日は日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、全国建設労働組合総連合に御出席いただいています。今から順次指名させていただきますので、御説明をよろしくお願いします。まず日本建設業連合会からよろしくお願いします。

【日本建設業連合会・中原事務総長】　日建連の事務総長をしております中原です。今日はこのような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。日建連の資料ですが、日建連の中の会員企業からいろいろな意見を集約して、団体として共通の要望として箇条書きにしてまいりましたので、簡単に御説明したいと思います。

まずＣＣＵＳの普及・活用の取組ということで、私も国土交通省で建流審をやっているときに、まさにＣＣＵＳの立て直しに全力を注いで、いまやＣＣＵＳは技能者の登録者数でいくと２００万に迫るところまでやってまいりました。隔世の感があって、真の意味で業界の標準にまでなってきているのではないかと思います。それを前提に、日建連としてこのＣＣＵＳの普及にこれまで全力で取り組んできたわけですが、ここまで来たということで、次の担い手３法の改正のときの検討項目としては、ぜひ事業者登録を建設業許可の要件にしてほしいと。本当の意味で制度的にも標準化してほしいということです。ＣＣＵＳのレベル判定による能力評価を推進する観点から、ＣＣＵＳレベル別技能者数を評価項目としていただくことを御要望したいと思います。

労務費の確保・行き渡りの取組についてです。２年前の担い手３法改正のポイントは、労務費に関する規制と行き渡りにあると思いますので、その効果をより確実にするために、技能労働者の経験と技能に応じた処遇を推進する観点からも、ＣＣＵＳのレベル別年収の支払いを評価項目としていただきたい。労務費に関する基準の実効性を確保する観点からも、労務費に関する基準に基づく労務費の支払い状況についても評価項目とできないかということです。

技能労働者の処遇を改善するとともに、去年、今年と猛暑対策が非常に重要な課題になってまいりまして、そのための柔軟な働き方を推進する観点からも、月給制を導入することが非常に大事になってくると思います。例えば専門工事の団体からは、８月をバカンスにしてはどうかという力強い提言もされています。ただ、日給の人にとっては、８月がバカンスになると無給になってしまいます。そういう意味でも、月給制の割合を増やしていくことが重層下請の改善にも資すると考えますので、この導入状況を評価項目としてインセンティブにしていただきたいと。

人材育成・教育訓練の取組も今後の非常に重要な課題になっておりまして、建設業振興基金の中でもそういう議論をしておりますが、業界共通の教育訓練の仕組みを構築することが大事だと考えております。そのためには次期担い手３法の改正の中で、こういった教育を建設業者の責務として位置づけるとともに、責務である以上は、特に公共発注の際に教育費を経費としてきちんと見ることを措置していただきたいと。そのように、きちんと払ったお金に入っているという前提に立って初めて、各企業が教育費を負担金のようにきちんと払っていく根拠になってくると思います。そういう意味で、人材育成・教育訓練の実施状況も評価項目とできないかということでございます。

生産性の向上の取組について、これから担い手確保も非常に難しい局面に入ってきますが、ただ、需要に応えていくためには、価格なども高騰してきているところで、きちんと需要を確保していくためにも生産性を向上させて、少しでも少ない人数で、少ないコストで事業を行っていくことが非常に大事になってくると思います。そういう観点から、例えばＩＣＴ施工や自動施工、プレキャスト工法など、特にＢＩＭの定着に向けた取組が生産性の向上で非常に大事になってきますので、ＤＸの推進やＩＣＴ施工、ＢＩＭ/ＣＩＭの取組も評価項目としていただきたいと。

元請による協力会社に対する支援も、日建連では税制改正要望で損金として認めていただ

きたいと要望しておりますが、こういった支援についても評価項目としていただきたいと。

評価を受ける側の観点で、評価制度を幅広く周知して、企業数を増加する必要があると考えております。そのためには、評価を受ける側に対してインセンティブを付与することが大事だと思います。公共発注のとき、そもそも経審は御利益があるからみんな利用するわけですが、評価を受ける側に何らかの具体的なインセンティブがないと、なかなか広がらないのではないかと。それとともに、申請手続をできるだけ簡素化して、電子化を推進していただく、申請しやすくするということと、その中で行政間の連携等で、申請のために必要となる書類自体も削減していただきたいと。

最後に評価を利用する側の観点として、評価結果を活用する側にもメリット、何らかの御利益を考えていくことが、そもそもの推進に一番必要ではないかと考えております。データベースを構築して、利用者のニーズに応じたデータの共有・拡張が可能となるようなＡＰＩ連携の推進等を通じて利便性を向上することも必要だと思っております。

【蟹澤座長】　ありがとうございました。続いて全国建設業協会から御説明をお願いします。

【全国建設業協会・近藤技術顧問】　全国建設業協会で技術顧問をしています近藤と申します。よろしくお願いいたします。本日はこのような発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず１枚めくっていただきまして、１ページを御覧ください。地域建設業にとって現状の企業評価は建設業許可を得るため、入札に参加するランクを決定するために主として使用されており、企業の選定や担い手確保等のその他の目的に使用されるのはまれであると考えております。このため、これまでアンケートや会議などで、企業評価に関する意見・要望が都道府県協会や会員企業から全建に寄せられたことは全くなく、企業評価に対して全建としての団体の意見はない状況でございます。そのため、今日の説明に当たっては、国土交通省が実施したアンケートの会員企業からの回答の主な意見を、私の個人的な意見を踏まえて御紹介させていただきます。

２ページ目を御覧ください。まず経営事項審査の見直しに伴う影響への配慮ということで説明したいのですが、経営事項審査は公共工事の競争参加資格における企業のランク決定につながるということで、経営事項審査の見直しについては、例えば企業のランクがＣランクからＢランクのように上位級に変わってしまうことが発生すると、企業経営や受注戦略に大

きな影響があるということで、基本的には極力影響がない形で実施していただきたいと思います。また、多少変更がある場合は、十分な周知期間や経過措置などの影響を緩和する措置が必要になるのではないかと考えております。

３ページを御覧ください。次に経営事項審査と総合評価方式の役割分担です。公共工事の受注までの流れとしては、建設業許可、経営事項審査、入札契約の総合評価と流れていきますが、建設業許可と経営事項審査で、同様の項目での重複の評価、また、経営事項審査と総合評価で、例えばワークライフバランス等に関する認定のように両方で重複評価されている事項については、どちらか一方で評価するよう整理すべきであると考えています。

以前、発注者責任懇談会でも発言しましたが、そもそも総合評価方式とは、価格と品質の両方を総合的に評価する制度であって、何でもかんでも総合的に評価する制度ではありません。女性や若手の活用、賃上げ加点措置など、品質の向上に直接寄与しない項目、こういった政策的に普及を図るために総合評価に盛り込まれている項目は、企業として備えるべき資質に関する項目だと思いますので、企業評価のほうで評価されるべきであると考えています。よって、企業評価の見直しを行うだけではなく、総合評価との役割分担も併せて検討する必要があるのではないかと考えております。

４ページを御覧ください。ここからは、アンケートの結果から主だった意見を御紹介します。まず経営事項審査の評価項目・ウェイトについては、公共工事の受注者選定における公平性・透明性を確保する全国共通の判断材料として、現行制度の基本的な役割は肯定されるものではないかと考えております。また、完成工事高・技術職員数など企業規模の影響が大きく、必ずしも施工品質や技術力の高さを示していないという意見があり、施工実績や施工品質、技術的難易度などを踏まえた評価をしてもらいたいという意見がありました。

W点について、人口減少や担い手不足を踏まえ、企業が行う将来への投資や地域の守り手としての役割を適切に評価してもらいたいといった意見もありました。

５ページを御覧ください。次に、地域貢献・災害対応等の適切な評価ですが、W点の評価項目について、分野ごとに区分するなど、評価内容の明確化を求める意見や分類方法についての意見がありました。なお、防災協定の締結を評価するのではなく、実際の活動実績を評価することを求める意見もありました。これについては、災害対応に従事した企業にとっては評価してもらいたいと思うのは当然だと思いますが、全ての建設企業に平等に出動依頼が行われるわけではありませんので、平等に機会が与えられていない現状では、防災協定の締

結で評価するのはやむを得ないのではないかと個人的には考えております。例えば、現在公募している令和８年熊本地震における井戸の復旧工事のように、公募で施工していただける企業を募集している形であれば、全ての企業に平等に参加の機会が与えられているということで、評価してもよいのではないかと考えております。

６ページを御覧ください。申請手続の簡素化・電子化関係の要望ですが、電子申請システムの改善を求める意見や簡素化を求める意見がありました。新規の申請ではなく、継続するような申請であれば提出する書類を少なくするなど、手続を簡素化することができるのではないかと考えておりますので、検討していただければありがたいと考えております。

７ページ以降については、書いてある意見そのままなので割愛させていただきます。本日はありがとうございました。

【蟹澤座長】　ありがとうございました。続きまして全国中小建設業協会、よろしくお願いいたします。

【全国中小建設業協会・福島常任理事】　全国中小建設業協会常任理事の福島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。中小企業の立場から要望させていただきます。

まず経営事項審査の制度目的についてです。経営事項審査は、公共工事の入札参加資格における客観的な評価として重要な制度であると理解しております。一方、完成工事高が１００億を超える大手企業と１億未満の中小企業では、事業規模、保有資産、人員体制、事業内容等が大きく異なります。このような企業を一律尺度で評価することには限界があると思っております。企業評価や事業特性に応じた評価区分を設けるなど、中小企業の実態を適切に反映できる制度を検討していただきたいと思います。特に地域の中小企業については、技術者や財政規模だけでなく、地域インフラの維持管理、緊急時の応急対応、地域雇用の確保など、適切に評価していただきたいと思います。

続きまして、評価項目やウェイトについてです。地域の中小企業では、限られた技術者で複数の工種の対応をしているケースが多く、１人の技術者が複数の業種の資格や施工能力を有している場合がございます。そのため、技術者の保有資格や実際の施工能力を適切に評価することを前提に、Ｚ点における技術者の業種別カウントについて、現行の２業種から３業種へ拡大していただきたいと思います。これにより、技術者の少ない中小企業であっても、実際に有する技術力をより適切に評価できるのではないかと感じております。

続きまして、個別の評価項目につきましては、Ｙ点の経営状況の改善でございます。建設業では、地域の維持管理や災害対応に必要な建設機械、車両、敷材置き場を長期にわたって保有しております。こうした資産は、単なる経営効率の観点だけでは捉え切れず、地域の施工体制を維持するための基盤でもございます。このため、設備投資や資産保有の必要性、地域の施工体制への貢献度を踏まえ、経営状況の評価が中小建設企業の実態に即したものになっているか検証し、改善していただきたいと思います。

続きまして、Wの位置づけについて、Ｗ２の営業年数については、長年にわたる事業継続、技術・技能の継承、地域との信頼関係をさらに評価していただくよう、現行の３５年以上の評価を５０年まで延長していただきたいと思います。

Ｗ３の防災活動への貢献度については、災害協定の締結に加え、防災訓練の参加、夜間・休日を含む緊急対応体制、建設機械・車両の確保、資材の備蓄等についても評価していただきたいと思います。

続きまして、Ｗ７の建設機械の保有状況については、台数ではなく、災害時の応急復旧における必要機械の種類や能力、稼働可能な状況の維持等を考慮した評価としていただきたいと思います。特にショベル系建設機械やダンプ車は、道路上の土砂・倒木の撤去、土砂運搬、道路啓開活動など、災害時の初動対応に欠かせない車両・機械でございます。これらの機械・車両は購入費だけでなく、車検、点検整備、修繕、保険、保管等の維持管理費も持続的に発生しております。災害時に必要な機械・車両を地域で確保し続けるためには、その保有と維持管理の負担も評価していただきたいと思います。

また、建設のリース台数もＷ７の評価項目とされておりますが、災害対応や地域の維持のために、自社で重機や拠点を維持している企業が、リース中心のペーパーアセットで、持たざる経営の企業より財務指針上で低く評価されているのは、地域の守り・国土強靭化の観点と矛盾しているのではないかと思っております。保有している会社との差をつけていただきたいと思います。

見える化評価制度の認知や活用状況については、下請工事を請け負う場合、元請企業の経営状況や経営事項審査の結果を確認するため、一般財団法人建設業情報管理センター、ＣＩＣが公表する情報を皆様よく活用していると聞いております。

とりあえず今のところは以上でございます。

【蟹澤座長】　ありがとうございました。次は全国建設労働組合総連合、よろしくお願い

します。

【全国建設労働組合総連合・髙橋賃金対策部長】　全国建設労働組合総連合、全建総連の賃金対策部長を務めております髙橋と申します。資料８に沿って、全建総連からの意見を表明したいと思います。

１ページ目から、経営事項審査についてです。制度としては、公共工事の入札参加資格に用いる統一の客観的な物差しとして引き続き制度を維持していただきたいということと、同時に、民間工事の発注者にとっての客観的な物差しとしては、今、十分に使われていないと認識しておりますので、民間工事の発注者に対しても周知して、工事発注、事業者選定の際の活用を促すことも今後考えられるのではないかと考えております。

審査項目やウェイトにつきましては、先ほど来ありますとおり、技能者に関する評価項目を増やしていただくことを期待しております。また、適正な下請取引に関する項目の設置についても検討いただきたいと考えております。その点では、改正建設業法に基づく様々な取組を踏まえて、例えば書面契約の整備の中では、コミットメント条項タイプＡの活用などを評価していくことなど、ぜひ御検討いただければと思います。

個別の評価項目については、Ｚの技術職員、いわゆる技術者中心の評価となっておりますので、技能者の評価を強化することができないかと考えております。

Wの位置づけにつきましては、「その他（社会性等）」という付随的な位置づけではなく、より重視して評価していただきたいということで、ウェイトの引上げや、独立した評価としての活用も検討いただければと思いますし、特にＣＣＵＳの就業履歴の蓄積や技能者のレベル向上に関する加点について、拡充していただきたいと思います。

３ページになりますが、昨今の改正、特にWの関係でいいますと、全建総連は小規模、零細事業者でありまして、経営事項審査の内容を理解している組合員が少ないこともありますし、住宅・民間工事を主体とする地域工務店にはほとんど認知されていない状況があると思っております。その意味でも、民間工事の関係者への周知が大事になっているのではないかと思います。

次の４ページは見える化評価制度になります。全建総連は住宅生産団体という立場もありますので、その立場からコメントしたいと考えております。全建総連は、ＪＢＮや住活協とともに、建築大工・工務店の見える化評価制度の創設と運営を担ってまいりました。しかしながら、評価を受けた企業は１１社、そしてＳ基準が１３社ということで、言葉を選ばずに

言うと、開店休業状態になっておりまして、制度が十分に機能しているとは言い難い状況になっております。先ほど来報告されていますとおり、ほとんど認知はされておりませんので、活用された事例も、全建総連として把握できていない状況にあります。

こうした、認知が広がらず伸び悩んでいる状況は、評価を受けても受注につながってこないことと、求職者へのアピールにつながっていないこと、この２点があると思っております。

５ページ、制度へのニーズや関心ということで、現行の制度は、元請企業が専門工事企業（下請）を選ぶことを想定している制度設計になっております。工務店としては、評価を見ていただきたい相手は元請よりもエンドユーザー、施主様となります。加えて、入職を考える若者に、入職先としての工務店を見ていただきたいと考えていると思います。元請が大工や専門工事業を選ぶ場面では、長年の取引や紹介に基づく選定が中心でありまして、評価制度のニーズはほとんどないと思っております。そういう意味で、エンドユーザーが工務店選びに使える制度にすることと、担い手確保、すなわち若者を育てている工務店が見えて、若者が入職先として工務店を選ぶことができる、この２つを目指した制度に変えていかなければならないと思っております。

６ページ、今後の活用に向けた課題としては、住宅政策と結びついたインセンティブが大事ではないかということと、現行制度では評価項目が非常に複雑でありますので、ＣＣＵＳの登録情報の自動取り込みを含めて、申請負担を軽くしていくことが大事になると思っております。

７ページに行きます。建設業許可になりますが、中建審の基本問題小委員会のまとめに関していいますと、許可の要件の金額を一律に下げて規制を強化することについては、小規模・個人事業者の負担を増やし、一人親方等の事業継続を困難にするおそれがあると懸念しております。一方で、許可を要しない小規模工事のところで、いわゆる悪質リフォーム被害などもありますので、ＣＣＵＳやリフォーム事業者団体登録制度の既存制度の活用を通じて、消費者の安心・安全を確保していくことが大事になってくるのではないかと思っております。許可制度においても、ＣＣＵＳをさらに積極的に取り入れていただくことが望ましいと考えております。

次のページになります。時間もありませんので、最後のところです。今も熊本地震の災害復旧に向けて仮設住宅建設などの取組が進んでおりますが、専任技術者の専任性の判断基準

が、被災地支援のハードルになっている場面が幾つか組織の中でもございました。災害対応時には特例的な対応を検討していただければと思っております。

次のページに、手続について費用負担が課題になっていることや、手続の簡素化を求める声、そして電子申請に慣れない小規模、零細事業者の許可業者もいますので、そうした担い手が減らないような対策を取っていただくようお願いして、全建総連からの発言を終わりたいと思います。

【蟹澤座長】　ありがとうございました。４団体の皆様の貴重な意見をありがとうございました。かつ、時間もお守りいただいて、ありがとうございました。

ここからは意見交換に入りたいと思います。ただいま御説明いただきました事項に対する御質問も含めて、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

【鈴木委員】　皆様方、御説明をどうもありがとうございました。これも非常に情報量をたくさんいただきましたので、全て正確に消化し切れているか分かりませんが、３点ほどコメントいたします。

１点目は資料６、日本建設業連合会様から御説明いただいたところで、５ページ目です。Ｗ３について、防災協定の締結だけでなく、協定に基づく活動実績にも加点する仕組みを検討すべきではないかといったコメントを御説明いただきました。確かに、参考資料２で改めて経審の評価項目を見ていきますと、例えば１４ページのＷ１－８にもあるように自主宣言制度の宣言の有無とか、Ｗ３につきましても防災協定締結の有無と、形式要件でスコアリングしているところが多い。これはこれで仕方のない話だと思いますが、一方で、活動実績とか、そういった実質的な取組も評点化できると本当はよいのではないかというところは強く共感いたしました。

もちろんそれをやり始めますと、そもそも情報収集をどのようにして、その情報の真偽の如何とか、あるいは、活動実績をどう評点化するのかとか、負担感をあまり増さずにそれをやっていくことは非常に難しいとは思いますが、例えば少しこなれたＡＩを使うとか、そういったところでより負担を増さずに実効的に実質的な活動を評点化できる仕組みがあると本当はいいのだろうと思いました。

２点目は全国中小建設業協会の福島理事からお話しいただいたところですが、地域における貢献度の経審への反映というのは本当にそのとおりだと思います。毎年冬になると豪雪で、地域の建設事業者さんが重機を出して出動して災害対策に当たると。この夏もいろいろ

と激甚災害がありましたが、そういった激甚災害が増えている中で、自社でしっかり設備を保有して災害対応ができる、出動ができる企業は、本来、地域においてサステナブルな経営がなされるべきだと思いました。この時代に、特にそういったところを経審に反映させることは必要なことだと。もちろん、技術力や財務力などを軽視して地域貢献度だけが突出して評価されることはバランスを欠きますが、災害の状況等も踏まえて、地域貢献というのは評価を考えていく上で一つキーワードになってくるのかなと思いました。

３点目は、似たような切り口かもしれませんが、全国建設労働組合総連合の髙橋部長から御説明いただきました紙の１５ページのところで、経営事項審査において直接的な評価項目はないけれども、今後、入れていったらいいのではないかということで、安全衛生というヒアリング結果を出していただいています。一たび事故が起きれば、工期も延びるし、特に少子化の中では人を確保することも難しくなると。とても重要なファクターだと思いました。安全衛生に類する項目は、経審にも、見える化にも、少しずつ入っているような気はしますが、ストレートに安全衛生という非常に重要な項目を評点として入れていくことは検討に値することではないかと思いました。

【蟹澤座長】　ありがとうございました。コメントという位置づけでよろしいですね。

【中川委員】　私からはお聞きしたいことが２点ございます。一つは、もともとの資料の中で、Wの位置づけとして、Wは重視してもう少し点数を高くしてほしいという御意見と、全体の指標の中からすると、ここの中にいろいろな項目が入ってくる中で、もう少しWの位置づけを整理したほうがいいのではないかというお話、あるいは、Wについて独立した項目とするのがいいのではないかというお話もありました。経審の中でのWの位置づけについて、どういう方向にしたらいいのか、いろいろな会社がいらっしゃるのでなかなかまとめるのは難しいかもしれませんが、御意見をお聞かせいただければと思います。

もう一つは、評価するときに、どちらかというと項目が静的というか、登録者数とか、宣言とか、そういった項目なので、申請や評価のメッシュがかけやすいところを、これからはＤＸがどういう評価になってくるとか、技術者がどう増えるかとか、指標がもう少し動的なところになってくると、そこについての手続などの負担感は増える気もしますが、その辺りのバランスをどのようにお感じになっているかをお聞かせください。

【蟹澤座長】　１番目は全建さんにお聞きします。

【全国建設業協会・近藤技術顧問】　全建の資料７の５ページを見ていただきたいのです

が、②の「W点の評価項目について」の２行目にありますが、「W点には性質の異なる評価項目が含まれていることから、「担い手・人材」「地域貢献」「企業の持続可能性」等に区分する提案や、「人材・処遇」「生産性・技術」「地域・防災」等に区分する」のがいいのではないかという意見があります。

【中川委員】　ここはいろいろな意見が寄せられているので、団体としてどちらがという方向性は示しにくいものですか。

【近藤技術顧問】　団体としては、まだこれだというものはないです。

【蟹澤座長】　２つ目に動的とおっしゃいましたが、実態としてしっかりと設備を保有してとか、実績があるところの評価という辺りでよろしいですかね。この辺についてのコメントを全中建から追加でいかがですか。

【全国中小建設業協会・福島常任理事】　W点についてのコメントという形でよろしいですか。私ども中小建設企業から見ると、W点というのは大手志向の評点が多くて、国や国際標準化機構が定めた認証とか、若い人の継続的な育成、新規若者の技術者、研究など、そういうものにウェイトを置いている部分が多々感じられます。その中で若手は、本当に中小、零細企業では人材不足で、ハローワークを通じても、我々も学校に行っていろいろな活動をしていますが、ほとんど雇用の環境には至っていないのが現状です。

しかしながら、先ほど先生がおっしゃったように、新しい時代の経審ということで、安心・安全の建物を造る、我々地場というのは地域の安心・安全を守る、我々中小、零細はその地場に密着した会社で、その会社が、例えば厳しくてもう廃業しようとか、入札が取れないということで、どんどんそういう会社がなくなっていくことは本当に心配だと思っております。

【蟹澤座長】　日建連はＣＣＵＳとか、どちらかというと技能者目線でのお話をしてくださいましたが、今のエッセンシャルワーク的な面などについてはいかがでしょうか。

【日本建設業連合会・中原事務総長】　W点の評価とか、そういうことは企業によってもプラスマイナスがあるので一概に言いにくいのですが、例えば地域貢献を考えていくと、防災のときもそうですし、これから非常に深刻化していく地方のインフラのメンテナンスについては、日建連の企業ですと、全国隅々まで即応性ということはなかなか難しいところがあると思います。だからそれは地場のそれぞれの工務店さんとか、全建加盟企業とか、全中建の企業とのコラボレーションで、非常に先進的な技術を使わないといけないような橋梁の管

理などで、そうはいっても、橋梁がある場所への即応は地元企業がして、穴が空いたらすぐに対応できると。そういういい意味の役割分担で解決していくようなことを日本全体で考えていかないといけないと思いますし、そういったときに地域貢献という点で、地域ですぐに即応できるところの評価、これは経審でできるかというとなかなか難しいので、主観点など、それぞれの自治体が、地元で貢献できる可能性が高い企業をそういった別の仕組みで評価することが必要になるかもしれません。そういった全体像の中の企業の役割分担もそうですし、評価の役割分担も併せて考えていくと、総合的なソリューションにつながるのかなとは思っています。

【蟹澤座長】　これは御意見を頂戴するということでよろしいと思います。大きくは経審の問題と、もう一つは専門工事企業の見える化評価、技能者自身の見える化評価ということがあるわけですが、日建連のお話を伺うと、私の解釈では、まず技能者がＣＣＵＳに入ることをもっとしっかりとよくしましょうということ。かつ、政策的には月給制とか、資格をきちんと登録する方向とか、その辺を政策と連動してもっときちんと評価して、そういう人を使っている専門工事企業なりの評価がしっかりとされる。もう一つ私が解釈したのは、そこを組織して施工している元請のことも評価すれば、両方がつながるのではないかという御提案のように聞こえたのですが、その辺はよろしいでしょうか。

【日本建設業連合会・中原事務総長】　非常にうまく整理していただいて、ありがとうございます。まさに蟹澤座長おっしゃるとおりのソリューションを日建連は志向していきたいと思っています。

【蟹澤座長】　その辺は全建総連も、もし言い足りないことがあったら。ＣＣＵＳをもっと使えば、一人親方問題とか、軽微な工事の問題とか、あるいはよくある、それを悪用した悪徳リフォーム問題とか、いろいろ解決につながるのではないかという御提案、さらにそれを活用していけば担い手の確保にも結びつくのではないかということだと思ったのですが、何か補足があれば。

【全国建設労働組合総連合・髙橋賃金対策部長】　全くそのとおりでございまして、建設業許可は、範囲の問題とか、ＣＣＵＳの活用とか、リフォーム事業者団体登録制度の活用などでしっかりと消費者に安全を担保していく仕組みづくりは住宅政策の中で求められていると思っております。その上で全建総連としても、町場の住宅生産の現場にどのようにＣＣＵＳを普及させていくかという大きな課題が組織としてもありますので、その点はしっかり国

土交通省の皆さんの御協力もいただきながら推進していきたいと思いますし、それにつながる政策展開が、建設業許可や、先ほど見える化評価の工務店評価制度のお話をしましたけれども、それらにつながって、取り組むことによって若者が工務店に入ってくる流れをつくっていきたいと思っております。

【蟹澤座長】　工務店に入ってきて、そこで社員化されて、月給制で雇われると。

【全国建設労働組合総連合・髙橋賃金対策部長】　まさにそのとおりです。

【蟹澤座長】　そのようなことも含めて御意見をたくさんいただきましたが、この辺は事務局におかれましても、いろいろ混ざってしまってもあれですから、大きな論点としては、経審のどのような新しい方向があり得るのかということと、経審とは一線を画す民間工事についての評価、特に専門工事企業の評価と個人の評価ですが、その辺をより活用するために、それを誰に見せるかということも考えてという御提案、アンケート段階でもそういうことは含まれていましたが、そんなことだと思いました。何かコメントがありましたらいかがでしょうか。

【山影建設業政策調整官】　今、蟹澤座長にまとめていただいたところは我々も問題意識を持っておりますが、加えて言いますと、今日、幾つか団体の皆様からも御意見があった中に、特に静的にある局面を捉えて状況を確認するものと、もう少し内容、実態を見てほしい、そういった御意見があったと思います。本来は実際の状況を見ることが望ましいことは分かっているつもりですが、一方で、経審ですら十数万社を見ていく仕組みです。そういう意味でいうと、どういう形でやっていくと効率的に、かつ実態が見られるか、うまくバランスを見ていくことが大事ではないかというのが１点目でございます。

もう１点、今日は様々御意見をいただきましたが、評価の中でも許可などいろいろ仕組みがある中で、どれで見ていくかという話と、我々は施策として全体でやっていくわけですので、評価でやるべきところと、それ以外の施策でやっていくべきところの分担をうまくしていくことが、評価のシャープさ、フォーカスみたいなところにも利いてくると思います。先ほど、全体の役割分担、ソリューションというお話もあったと思います。その辺りも少し意識しながら、今後の検討を深めていければと思っております。

【蟹澤座長】　あとは皆さんおっしゃったように、せっかくＤＸなどもあるので、手続の簡素化とか、あるものはそれも使えば二重にならなくて済むのではないか、そんな御提案もあったと思います。

私の個人的な危惧は、ＤＸと生産性向上ということで、それを突き詰めていったときに、逆に身軽で何も持っていないＤＸに特化したところが評価されるのか。それはそれとして、建設業として、実態としてしっかりと設備を保有し、地域に密着してということが大事ですので、この辺は別観点ですが、しっかりと政策的にも誘導していかないと、いわゆる付加価値労働生産性の向上は持たざる者が高くなる傾向が出てしまいます。別の評価にはなりますが、その辺はしっかりとセットで、簡素化や、ある意味の生産性向上には活用するけれども、建設業としてはしっかり実態を持っておいていただかないといけないので、その辺を評価することも政策的に誘導していただきたいと思います。

今日はたくさん御意見をいただきました。本当に直接来ていただいて、お話を伺う機会があってよかったと思います。

続いて議事（２）について、事務局から御説明をお願いします。

【山影建設業政策調整官】　資料９の今後のスケジュールでございます。これまで３回にわたり開催いたしまして、現行制度の振り返りとか、こういう形で関係者の皆様がどう感じられているのかを収集しましたので、今後はこの辺りをうまく整理・再構成しながら、各論についての議論を深められればと思っております。

第４回は１１月ですが、項目について整理が必要とか、既存の項目についての御意見、あるいは新しい観点をいただいたところです。この辺りは第４回、第５回と多少前後するかもしれませんが、いずれにしても、いただいた状況を整理しながら、具体的な各論の議論も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【蟹澤座長】　委員の先生方、何か御質問がありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了しました。事務局にお返ししますので、よろしくお願いいたします。

【山影建設業政策調整官】　本日の会議は以上となります。次回につきましては、１１月２０日を予定しております。本日は委員の皆様、また団体の皆様、御出席賜りまして、誠にありがとうございました。

── 了 ──